

第4回



定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2

議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後6時まで

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役6名選任の件

証券コード：4056

ニューラルポケット株式会社

株 主 各 位

証券コード 4056
2022年3月11日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
ニューラルポケット株式会社
代表取締役社長 重松 路威

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階 Room 1 & 2
オフィス用エレベーターで受付階（9階）に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。
 3. 目的事項
報告事項1. 第4期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は連結注記表及び個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.neuralpocket.com/ir/>）に掲示しておりますので、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は掲載しておりません。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.neuralpocket.com/ir/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 本定時株主総会におきましては、お土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

当日ご来場される場合は、マスク着用やアルコール消毒液の使用などの感染予防対策へのご協力をお願い申し上げます。なお、ご来場の株主様で、体調不良がうかがわれる方には、株主総会へのご出席を控えるよう要請させていただく場合がございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。また、会場内は感染症対策の観点から、座席間隔を広げて設営予定のため、十分な席数を確保できない場合がございます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に重大な変更等が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.neuralpocket.com/ir/>) にてお知らせいたします。

事業報告

(自2021年1月1日)
(至2021年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは「世界を便利に、人々を幸せに」をミッションに掲げております。2018年の創業以来、人工知能（AI）がまだ活用されていない潜在市場を見つけてサービスを創り上げ、事業領域を拡大してまいりました。

デジタルトランスフォーメーションの潮流が加速し、さまざまな分野のデジタル化が進む中、当社グループも新しい社会の形、人々の働き方の変化に合わせてサービス分野を広げ、スマートシティを形成する多様なサービスを顧客企業や地方自治体、官公庁へ提供してまいりました。

当連結会計年度においては、既存の「人流・防犯」、「駐車場・モビリティ」、「サイネージ広告」、「在宅勤務支援」、「ファッショントレンド解析」をAIメディア、デジタルソリューション、ライフスタイルの3つのサービスドメインに分類し、効率的にサービス開発・営業活動が行える体制整備を行いました。

社会情勢の急速な変化に対応しながら継続的に新規事業を生み出す事業構築力と、それを即時に実装するAIエンジニアリング力の強化については、これまで以上に重点的に投資してまいりたいと考えております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,010,186千円となり、営業利益20,181千円、経常利益13,650千円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,267千円となりました。

なお、当社グループの事業セグメントはAIエンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において、当社は、2021年12月6日にSMBC日興証券株式会社に対する第三者割当ての方法により、第11回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、10百万円の資金調達を行いました。

また、当連結会計年度中、当社において、ストック・オプションとして発行された新株予約権の権利行使により、総額91百万円の払込がありました。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は267百万円であります。その主なものは、GPUサーバーやサイネージ機器等の購入に係るもの、サイネージ広告関連サービスやデジタルソリューションに係るソフトウェアの計上であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当ありません。

④ 他の会社の事業の譲受の状況

該当ありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当ありません。

⑥ 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
当社は、2021年11月1日付で、株式会社フォーカスチャンネルの発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	自2021年1月1日 至2021年12月31日 第4期 (当連結会計年度)
売上高	1,010,186千円
親会社株主に帰属する当期純利益	11,267千円
1株当たり当期純利益	0.79円
純資産	1,322,734千円
総資産	2,419,800千円

注 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第3期以前については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	自2018年1月22日 至2018年12月31日 第1期	自2019年1月1日 至2019年12月31日 第2期	自2020年1月1日 至2020年12月31日 第3期	自2021年1月1日 至2021年12月31日 第4期 (当事業年度)
売上高	60,208千円	311,491千円	762,789千円	979,051千円
当期純利益又は損失(△)	△182,620千円	△139,393千円	147,358千円	52,775千円
1株当たり当期純利益又は損失(△)	△15.76円	△10.59円	10.85円	3.72円
純資産	158,342千円	625,860千円	1,206,458千円	1,364,242千円
総資産	318,759千円	1,056,928千円	1,920,995千円	2,429,694千円

注 当社は、2020年3月27日開催の取締役会決議により、2020年4月15日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上表記載の1株当たり当期純利益又は損失(△)は、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(4) 対処すべき課題

① 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社における、独自の深層学習技術のライブラリの開発や、端末処理（エッジコンピューティング）による深層学習モデルの低コスト活用といった技術分野での特徴は、当社グループの競争力の源泉の一つであり、今後も継続的な強化が重要であるものと認識しております。国籍を問わずに卓越した能力を持つAIエンジニアの確保及び育成に努めてまいります。

② 更なる新規事業の創出

当社グループにおける、特定企業やバーティカル（産業）に依存しない独立性・独自性のあるビジネスモデルは、当社グループが既に展開している既存の事業・サービスに限らず、今はまだ存在しない新たな事業においても適用可能なものであると考えております。当社グループ既存事業・サービスにおいて培った独自の成功モデルを用いて、更なる新規事業の創出をしております。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

AIエンジニアリング事業

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：東京都千代田区 AIテストフィールド：東京都千代田区 シンガポール支店：シンガポール
ニューラルエンジニアリング株式会社	本社：東京都千代田区
株式会社フォーカスチャネル	本社：東京都千代田区

② 従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
52名	一名

注 従業員数は就業人員数（グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減は記載していません。

当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
45名	7名増

注 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年12月31日現在）

①重要な親会社の状況

該当ありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニューラルエンジニアリング株式会社	15,000千円	100%	エッジAI搭載機器の設置・運用サービスの提供 エッジAIサービスの運用支援
株式会社フォーカスチャネル	20,000千円	100%	サイネージ広告

(8) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当ありません。

(9) 主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	500百万円
株式会社みずほ銀行	250百万円
株式会社日本政策金融公庫	111百万円
株式会社りそな銀行	100百万円

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限行使に関する方針

当社は、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、さらなる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、毎年6月30日又は12月31日その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款で定めております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 株式に関する事項

(1) 大株主の状況 (2021年12月31日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
重松 路威	5,146,400	35.99
オフィス重松株式会社	3,920,000	27.42
特定金外信託受託者 株式会社S M B C信託銀行	698,000	4.88
篠塚 孝哉	282,300	1.97
清水 優	268,000	1.87
ミシュースティン ドミートリ	170,300	1.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	128,500	0.89
シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合	110,200	0.77
野村證券株式会社	100,800	0.70
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	80,900	0.56

注 持株比率は自己株式 (86株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,296,200株 (うち、自己株式 86株)
- ③ 株主数 8,489名

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第4回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2018年7月27日	2019年3月27日	2019年9月18日	2020年4月27日
新株予約権の数		76個	44個	90個	123,000個
保有 人数	取締役(社 外取締役を 除く)	1名	1名	2名	3名
	監査役	—	—	1名	—
新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数		当社普通株式 76,000株	当社普通株式 44,000株	当社普通株式 90,000株	当社普通株式 123,000株
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		1株当たり44円	1株当たり501円	1株当たり501円	1株当たり1,394円
新株予約権の行使 期間		2020年7月28日から 2028年7月27日まで	2021年3月28日から 2029年3月27日まで	2021年9月19日から 2029年9月18日まで	2022年4月28日から 2030年4月27日まで
新株予約権の主な 行使条件		(注1)	(注2)	(注2)	(注2)

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至

至 (iii) に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

- (i) 割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) について、行使可能となる。
 - (ii) 割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数 (上記 (i) の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。) が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) に満つるまで行使可能となる。
 - (iii) 割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

注2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社 (当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。) の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円 (法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額) を上回らない範囲で行使することができる。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の (i) 乃至 (iii) に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
 - (i) 割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) について、行使可能となる。
 - (ii) 割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数 (上記 (i) の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。) が割当てられた本新株予約権

の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。

(iii) 割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

注3. 2020年4月15日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、当該株式分割前に発行された新株予約権につきましては、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第9回新株予約権
発行決議日	2021年3月19日
新株予約権の数	48個
交付人数	従業員（取締役兼任者を除く）5名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 4,800株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり5,970円
新株予約権の行使期間	2023年4月6日から 2031年3月19日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その

変更後の上限金額)を上回らない範囲で行使することができる。

- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は以下の(i)乃至(iv)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
- (i) 割当日から 2 年後の応当日の翌日から割当日から 3 年後の応当日までは、割当てられた本新株予約権の個数の 4 分の 1 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切り上げる。)について、行使可能となる。
- (ii) 割当日から 3 年後の応当日の翌日から割当日から 4 年後の応当日までは、行使された本新株予約権の累積個数 (上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。)が割当てられた本新株予約権の個数の 4 分の 2 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切り上げる。)に満つるまで行使可能となる。
- (iii) 割当日から 4 年後の応当日の翌日から割当日から 5 年後の応当日までは、行使された本新株予約権の累積個数 (上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。)が割当てられた本新株予約権の個数の 4 分の 3 (1 個に満たない数が生じる場合は、1 個の単位に切り上げる。)に満つるまで行使可能となる。
- (iv) 割当日から 5 年後の応当日の翌日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

	第10回新株予約権
発行決議日	2021年9月17日
新株予約権の数	49個
交付人数	従業員 (取締役兼任者を除く) 6名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 4,900個
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり2,938円
新株予約権の行使期間	2023年10月5日から 2031年9月17日まで
新株予約権の主な行使条件	(注1)

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
- (i) 当社又は当社の子会社 (当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。)の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対す

る背信行為があった場合。

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 本新株予約権は以下の(i)乃至(iv)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
 - (i) 割当日から2年後の応当日の翌日から割当日から3年後の応当日までは、割当てられた本新株予約権の個数の4分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。
 - (ii) 割当日から3年後の応当日の翌日から割当日から4年後の応当日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の4分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
 - (iii) 割当日から4年後の応当日の翌日から割当日から5年後の応当日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)及び(ii)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の4分の3（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
 - (iv) 割当日から5年後の応当日の翌日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。
- なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、以下のとおり、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を割当先とする新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議いたしました。

募集の概要

(1) 割当日	2021年12月6日
(2) 発行新株予約権数	15,700個
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり651円（総額10,220,700円）

(4)	当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,570,000株（新株予約権1個につき100株） なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は、1,570,000株で一定です。
(5)	調達資金の額 （新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額）	3,617,480,700円（差引手取概算額）（注1）
(6)	行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は2,318円です。 上限行使価額はありません。 下限行使価額は1,623円（発行決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）です。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の92%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割当先	SMB C日興証券
(9)	行使可能期間	2022年1月4日から2023年12月29日
(10)	その他	当社は、SMB C日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結いたしました。本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められております。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とSMB C日興証券との間で、①SMB C日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使、②当社による行使停止要請（行使停止指定条項）、③当社による本新株予約権の買取義務を定めたファシリティ契約を締結しました。
(注1)		調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間（本新株予約権の発行要項第12項に定める行使可能期間をいいます。以下同様です。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	重松 路威	社長執行役員 株式会社令和トラベル 社外取締役
取締役	佐々木 雄一	CTO執行役員 研究開発部長
取締役	周 涵	COO執行役員 事業戦略部長 株式会社フォーカスチャンネル 代表取締役社長
取締役	種 良典	CFO執行役員 財務管理部長
取締役	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ラオックス株式会社 社外監査役 ラオックス・リアルエステート株式会社 社外監査役 BionicM株式会社 社外監査役
取締役	蓮見 麻衣子	有限会社エバーリッチアセットマネジメント 執行役 Zホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 株式会社ABCash Technologies 社外取締役
常勤監査役	竹村 実穂	ニューラルエンジニアリング株式会社 監査役 株式会社フォーカスチャンネル 監査役
監査役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 ベステラ株式会社 社外取締役
監査役	白井 元	株式会社グリーンティー 代表取締役 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 株式会社CambrianRobotics 社外監査役 株式会社トヨコー 取締役 監査法人FRIQ 社員

注1. 取締役山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 常勤監査役竹村実穂氏、並びに監査役若松俊樹氏及び白井元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 常勤監査役竹村実穂氏及び監査役白井元氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・ 常勤監査役竹村実穂氏は、監査法人での実務経験及び事業会社での監査役の経験があり、また、公認会計士の資格を有しています。
- ・ 監査役白井元氏は、監査法人での実務経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しています。

注4. 当社は、社外取締役山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏、並びに社外監査役竹村実穂氏、若松俊樹氏及び白井元

氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注5. 2021年2月28日をもって、社外取締役秋田一太郎氏は、辞任により退任いたしました。

注6. 2021年3月30日開催の第3回定時株主総会において、蓮見麻衣子氏が社外取締役に就任いたしました。

注7. 2022年1月1日付で次のとおり取締役の担当の異動がありました。

氏名	変更前	変更後
佐々木 雄一	研究開発部長	技術開発本部 本部長
周 涵	事業戦略部長	AIメディア事業本部 本部長
種 良典	財務管理部長	財務管理本部 本部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう企業価値向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等は、役割、職務、職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬として、基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた役員賞与及び非金銭報酬等を支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬等)に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とします。報酬額は、一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、役位、職責に応じて、従業員に対して支給される給与の額を考慮しながら、決定するものとします。

3. 役員賞与(業績連動報酬等に該当する金銭報酬等)並びに非金銭報酬等に係る業績指標の内容及び報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の役員賞与は、現金報酬とし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役への配分の決定方針及び支給時期は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式又は各種ストック・オプションとし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。非金銭報酬総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役へ支給する非金銭報酬等の算定方法の決定方針及び支給時期、条件の決定に関する方針は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

4. 金銭報酬等の額および業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、基本報酬および役員賞与、非金銭報酬で構成され、役員賞与及び非金銭報酬の割合は取締役会の助言のもと、企業価値向上に資する形で支給時に決定します。なお、役員賞与、非金銭報酬については支給しないこともあります。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役に助言し、上記の委任を受けた代表取締役は、当該助言に従って上記の決定を行わなければならないこととします。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員重松路威が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とし、取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、助言を行いました。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は代表取締役社長執行役員重松路威に対して取締役の個人別の報酬等を決定する権限が適切に行使されるよう助言を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されること、及び報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	89,725 (7,350)	89,725 (7,350)	- (-)	- (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,125 (13,125)	13,125 (13,125)	- (-)	- (-)	3 (3)
計 (うち社外役員)	102,850 (20,475)	102,850 (20,475)	- (-)	- (-)	10 (6)

注1. 取締役の報酬は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において、年額300,000千円以内と、決議いただいております。当該決議の対象となった役員数は、取締役7名(うち社外取締役3名)です。

注2. 監査役の報酬は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただ

いております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
注3. 非金銭報酬等であるストック・オプションの内容及び交付状況は、本「(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のほか、「3. 新株予約権の状況」に記載のとおりです。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員並びにこれらの相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約更新しております。次回契約時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ラオックス株式会社 社外監査役 ラオックス・リアルエステート株式会社 社外監査役 BionicM株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
取締役	蓮見 麻衣子	有限会社エパーリッチアセットマネジメント 執行役 Zホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 株式会社ABCash Technologies 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	竹村 実穂	ニューラルエンジニアリング株式会社 監査役 株式会社フォーカスチャンネル 監査役	ニューラルエンジニアリング株式会社及び株式会社フォーカスチャンネルは当社の子会社であります。
監査役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 ベステラ株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	白井 元	株式会社グリーンティー 代表取締役 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 株式会社CambrianRobotics 社外監査役 株式会社トヨコー 取締役 監査法人FRIQ 社員	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む。）
取締役	山岸 洋一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。長年にわたる証券会社での豊富な経験と公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
取締役	蓮見 麻衣子	就任後、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。ファンドマネージャーとしての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
監査役	竹村 実穂	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	若松 俊樹	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	白井 元	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会15回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

注 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。内部統制システムに関する基本方針は、以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b) リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人が法令、定款及び企業倫理を遵守するように努めます。

- (c)法令、定款に違反する行為が行われ、また、行われようとしている場合の報告体制として、社内通報窓口を設置しております。
- (d)適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査実施者による内部監査を実施します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a)取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めのほか、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
 - (b)保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理に関する体制は、リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者をリスク管理・コンプライアンス委員会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。リスク管理・コンプライアンス委員会は、リスク管理・コンプライアンス違反行為又はその恐れが生じた場合、その対応を取締役会に報告します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催のほか、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
 - (b)業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (a)監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。
 - (b)監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
 - (c)監査を補助する使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a)監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- g. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a)内部通報規程に基づく通報又は監査役に対する報告をしたことを理由として、取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。
 - (b)前項の内容を当社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- h. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役がその職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。
- i. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高

めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。
(b) 監査役は定期的に会計監査人、内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

j. 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 原則として月に1回開催の取締役会及び監査役会、四半期に1回開催のリスク管理コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ② 監査役は、取締役会及び監査役会への出席のほか、定期的に取締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、常勤監査役はリスク管理コンプライアンス委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③ 内部監査実施者は、年間の監査計画に基づき、各部署において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針
該当ありません。

※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

2021年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,758,671	流動負債	989,086
現金及び預金	1,425,990	買掛金	17,901
売掛金	190,536	短期借入金	850,000
たな卸資産	120,965	1年内返済予定の長期借入金	3,420
その他	21,179	未払法人税等	2,382
固定資産	661,128	その他	115,382
有形固定資産	211,951	固定負債	107,980
建物及び構築物	38,653	長期借入金	107,980
工具、器具及び備品	209,400	負債合計	1,097,066
減価償却累計額	△36,102	純資産の部	
無形固定資産	367,162	株主資本	1,309,439
ソフトウェア	130,360	資本金	64,546
ソフトウェア仮勘定	8,202	資本剰余金	1,408,723
のれん	228,599	利益剰余金	△163,388
投資その他の資産合計	82,015	自己株式	△441
敷金及び保証金	82,015	新株予約権	13,294
		純資産合計	1,322,734
資産合計	2,419,800	負債純資産合計	2,419,800

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,010,186
売上原価		222,621
売上総利益		787,565
販売費及び一般管理費		767,383
営業利益		20,181
営業外収益		
受取利息	14	
その他	941	955
営業外費用		
支払利息	5,526	
新株予約権発行費	1,961	7,487
経常利益		13,650
税金等調整前当期純利益		13,650
法人税、住民税及び事業税	2,382	2,382
当期純利益		11,267
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		11,267

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

自 2021年1月1日

至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,547	1,362,723	△174,656	△156	1,206,458
当期変動額					
新株の発行	45,999	45,999			91,999
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,267		11,267
自己株式の取得				△285	△285
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	45,999	45,999	11,267	△285	102,981
当期末残高	64,546	1,408,723	△163,388	△441	1,309,439

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	—	1,206,458
当期変動額		
新株の発行		91,999
親会社株主に帰属する 当期純利益		11,267
自己株式の取得		△285
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	13,294	13,294
当期変動額合計	13,294	116,275
当期末残高	13,294	1,322,734

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

2021年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,709,995	流動負債	955,912
現金及び預金	1,360,894	買掛金	17,901
売掛金	174,122	短期借入金	850,000
商品	120,965	1年内返済予定の長期借入金	3,420
前払費用	18,807	未払金	53,722
関係会社未収入金	34,289	未払費用	14,035
その他	915	未払法人税等	2,290
固定資産	719,698	前受金	638
有形固定資産	202,420	預り金	9,004
建物	38,653	未払消費税等	4,900
工具、器具及び備品	198,103	固定負債	109,540
減価償却累計額	△34,337	長期借入金	107,980
無形固定資産	138,418	受入敷金保証金	1,560
ソフトウェア	130,216	負債合計	1,065,452
ソフトウェア仮勘定	8,202	純資産の部	
投資その他の資産	378,859	株主資本	1,350,947
関係会社株式	297,000	資本金	64,546
敷金及び保証金	81,859	資本剰余金	1,408,723
		資本準備金	734,134
		その他資本剰余金	674,588
		利益剰余金	△121,880
		その他利益剰余金	△121,880
		繰越利益剰余金	△121,880
		自己株式	△441
		新株予約権	13,294
		純資産合計	1,364,242
資産合計	2,429,694	負債純資産合計	2,429,694

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

自 2021年 1月 1日
至 2021年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		979,051
売上原価		219,383
売上総利益		759,668
販売費及び一般管理費		698,821
営業利益		60,847
営業外収益		
受取利息	14	
受取家賃	1,320	
その他	371	1,705
営業外費用		
支払利息	5,526	
新株予約権発行費	1,961	7,487
経常利益		55,065
税引前当期純利益		55,065
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純利益		52,775

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	18,547	688,135	674,588	1,362,723	△174,656	△174,656
事業年度中の変動額						
新株の発行	45,999	45,999		45,999		
自己株式の取得						
当期純利益					52,775	52,775
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	45,999	45,999	－	45,999	52,775	52,775
当期末残高	64,546	734,134	674,588	1,408,723	△121,880	△121,880

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△156	1,206,458	－	1,206,458
事業年度中の変動額				
新株の発行		91,999		91,999
自己株式の取得	△285	△285		△285
当期純利益		52,775		52,775
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			13,294	13,294
事業年度中の変動額合計	△285	144,489	13,294	157,783
当期末残高	△441	1,350,947	13,294	1,364,242

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2022年 3月9日

ニューラルポケット株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村尚子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤裕之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニューラルポケット株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューラルポケット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年2月21日開催の取締役会において、株式会社ネットテンの株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で全株式を取得している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年 3月9日

ニューラルポケット株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木村尚子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤裕之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニューラルポケット株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年2月21日開催の取締役会において、株式会社ネットテンの株式を取得して子会社化することを決議し、同日付で全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月9日

ニューラルポケット株式会社	監査役会			
常勤監査役（社外監査役）	竹村実穂			㊟
監査役（社外監査役）	若松俊樹			㊟
監査役（社外監査役）	白井元			㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 2021年10月1日にニューラルエンジニアリング株式会社を設立したこと、2021年11月1日に株式会社フォーカスチャネルを子会社化したこと及び2022年2月21日に株式会社ネットテンを子会社化したことに伴い、定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められることに伴い、当社としても、株主の皆様の利益に資するよう選択可能な株主総会の開催方式を拡充するべく、定款第11条第2項を追加するものであります。なお、定款第11条第2項の変更の効力は、本議案の承認に加え、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(3) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次の通り変更するものであります。

- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第17条）は、不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 人工知能を用いた各種ソリューションサービスの提供</p> <p>(2) コンピュータソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの研究・開発・販売</p> <p>(3) インターネットを通じたオンライン上でのサービスの提供及びプラットフォーム事業</p> <p>(4) 人工知能プログラムの研究及び開発</p> <p>(5) データ分析事業</p> <p>(6) 広告代理業</p> <p>(7) 人工知能を用いたイーコマース</p> <p>(8) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 人工知能を用いた各種ソリューションサービスの提供</p> <p>(2) コンピュータソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの研究・開発・販売</p> <p>(3) インターネットを通じたオンライン上でのサービスの提供及びプラットフォーム事業</p> <p>(4) 人工知能プログラムの研究及び開発</p> <p>(5) データ分析事業</p> <p><u>(6) 人工知能を用いたイーコマース</u></p> <p><u>(7) デジタルサイネージの販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事、メンテナンス業及び受注受付代行業</u></p> <p><u>(8) 広告代理その他広告に関する事業</u></p> <p><u>(9) 広告宣伝及びセールスプロモーションの企画・立案並びにその受託</u></p>

現行定款	変更案
	<p>(10) <u>電気通信機器の販売、リース、輸出入、製造、加工、取付工事、メンテナンス及び受注受付代行業</u></p> <p>(11) <u>電気通信設備及びこれに附帯する設備の工事、開発、保守、販売、賃貸及びその請負</u></p> <p>(12) <u>電気通信設備の保守業務の受託</u></p> <p>(13) <u>特許、著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得及びその管理運用に関する事業</u></p> <p>(14) <u>通信機器、電気機器、コンピューター及びそれらの関連・周辺機器、ソフトウェア並びにシステムの開発、設計、製作、製造、販売、管理、リース、賃貸、保守及びその受託並びに輸出入業務</u></p> <p>(15) <u>インターネットにおけるコンテンツの企画、制作及び販売</u></p> <p>(16) <u>インターネット等のホームページの企画、立案、制作及び管理事業</u></p> <p>(17) <u>デジタルコンテンツの企画、制作及び販売</u></p> <p>(18) <u>コンピュータグラフィックスの企画、制作、販売及びその代行</u></p> <p>(19) <u>インターネットを利用したネットワーク構築に関する調査及び企画</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>(20) <u>インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守</u></p> <p>(21) <u>インターネット、コンピュータネットワークを利用した通信販売業務、商取引及び決済処理並びにその受託及び代行</u></p> <p>(22) <u>コンピュータ・システムの操作、技術・事務処理の受託</u></p> <p>(23) <u>インターネットを利用する情報通信システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用業務並びにその受託</u></p> <p>(24) <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u></p> <p>(25) <u>有価証券の取得、保有及び運用に関する事業</u></p> <p>(26) <u>事業を営む会社の株式又は事業体の持分を取得・所有することによる当該会社・事業体の事業活動の支配及び管理</u></p> <p>(27) <u>前各号に関するコンサルティング業</u></p> <p>(28) <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第5条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="364 172 538 201">第2章 株式</p> <p data-bbox="161 216 538 244">第6条～第10条 (条文省略)</p> <p data-bbox="323 306 560 335">第3章 (株主総会)</p> <p data-bbox="182 350 258 379">(招集)</p> <p data-bbox="161 397 739 560">第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p data-bbox="412 579 488 607">(新設)</p> <p data-bbox="161 760 577 789">第12条～第16条 (条文省略)</p> <p data-bbox="161 851 739 925"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="161 943 739 1286">第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p data-bbox="969 172 1143 201">第2章 株式</p> <p data-bbox="766 216 1197 244">第6条～第10条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="928 306 1165 335">第3章 (株主総会)</p> <p data-bbox="783 350 858 379">(招集)</p> <p data-bbox="766 397 1347 560">第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p data-bbox="878 579 1347 698"><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p data-bbox="766 760 1235 789">第12条～第16条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="1014 943 1090 972">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4条 取締役及び取締役会 第18条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5条 監査役及び監査役会 第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4条 取締役及び取締役会 第18条～第30条 (現行のとおり)</p> <p>第5条 監査役及び監査役会 第31条～第40条 (現行のとおり)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第47条 (現行のとおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u> 現行定款第11条（招集）の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、<u>経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生じるものとし、本条は、当該効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条</u> 1 <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u> 3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

当社の取締役（6名）全員は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（現任取締役6名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	しげまつ ろい 重松 路威 (1980年8月23日生)	2006年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2016年1月 同社パートナー就任 2018年1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年11月 当社社長執行役員就任（現任） 2021年1月 株式会社令和トラベル 社外取締役就任（現任）	5,146,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 重松路威氏は、創業から代表取締役として、経営の指揮を執り、事業の発展を牽引してきました。その実績とリーダーシップを活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	ささき ゆういち 佐々木 雄一 (1986年6月23日生)	2011年 4月 欧州原子核研究機構 (CERN) におけるブラックホールや超対称性粒子等の研究へ参画 2014年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2017年 3月 株式会社クロスコンパス入社 2018年 3月 同社取締役就任 2018年 6月 当社入社 2018年 7月 当社取締役就任 (現任) 2020年11月 当社CTO執行役員研究開発部長就任 2022年 1月 当社CTO執行役員技術開発本部本部長就任 (現任)	49,200株
【取締役候補者とした理由】 佐々木雄一氏は、2018年より当社の技術開発全般を牽引し、事業の発展に尽力してきました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。			
3	しゅう かん 周 涵 (1993年1月22日生)	2015年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2019年 2月 当社入社 2019年 3月 当社執行役員就任 2019年11月 当社取締役就任 (現任) 2020年11月 当社COO執行役員事業戦略部長就任 2021年11月 株式会社フォーカスチャンネル代表取締役就任 (現任) 2022年 1月 当社COO執行役員AIメディア事業本部本部長就任 (現任)	14,000株
【取締役候補者とした理由】 周涵氏は、2019年より当社の事業戦略全般を牽引し、事業の発展に尽力してきました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	たね りょうすけ 種 良典 (1985年6月23日生)	2012年 4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2014年 4月 ベインキャピタル・アジアLLC入社 2019年 6月 オヨテクノロジーアンドホスピタリテ イジャパン入社 2020年 4月 当社入社、執行役員最高戦略責任者 就任 2020年11月 当社CFO執行役員財務管理部長就任 2020年12月 当社取締役就任（現任） 2022年 1月 当社CFO執行役員財務管理本部 本部長就任（現任）	0株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>種良典氏は、当社入社時より事業戦略部において海外向け事業を牽引し、取締役CFO就任後は、当社の財務戦略を統括することで事業の発展に尽力してきました。その実績と経験を活かし、当社のさらなる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
5	やまぎし よういち 山岸 洋一 (1964年9月21日生)	1989年 4月 野村証券株式会社入社 2011年 9月 公認会計士登録 2015年 7月 みずほ証券株式会社入社 公開引受部長 2019年 7月 キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 (現任) 2019年10月 株式会社ディー・エル・イー 取締役 就任 (現任) 2020年 3月 当社取締役就任 (現任) 2020年 3月 ラオックス株式会社 監査役就任 (現任) 2020年 3月 ラオックスSCD株式会社 (現 ラオッ クス・リアルエステート株式会社) 監査役就任 (現任) 2021年 2月 BionicM株式会社 監査役就任 (現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山岸洋一氏は、公認会計士の資格を有し、また、証券会社での豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しております。これまでの知見や経験を活かし、客観的に当社の経営に有益な助言や適切な監督を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	はすみ まいこ 蓮見 麻衣子 (1974年9月9日生)	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フェデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネジメント入社(現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ取締役就任(現任) 2021年3月 Zホールディングス株式会社取締役(独立役員) 監査等委員就任(現任) 2021年3月 株式会社ABCash Technologies 社外取締役(現任) 2021年3月 当社取締役就任(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>蓮見麻衣子氏は、ファンドマネージャーとしての経験から投資家としての高い見識を保有しております。金融知識に基づく、事業方針の妥当性、注力分野の選別等への助言を期待しております。</p> <p>また、2021年3月には大手IT企業の取締役就任に就任され、当社の目指す大規模なIT企業での経験や豊富な海外経験からグローバルの視点での助言をいただけるものと考えております。</p> <p>上記の理由から、同氏には、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待できることから引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の重松路威氏は、当社の親会社等に該当します。
3. 取締役候補者の山岸洋一氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が2年となります。
4. 取締役候補者の蓮見麻衣子氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が1年となります。
5. 当社は、山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏の選任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は社外取締役である山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏との間で、両氏はその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で、18頁に記載の役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
電話番号： 03-5157-1251



交 通： 東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結
東京メトロ有楽町線「有楽町」駅 地下通路からA11出口 徒歩4分
東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・銀座線「銀座」駅 地下通路から徒歩7分／
C1出口より徒歩5分
JR山手線・京浜東北線「有楽町」駅 日比谷口より徒歩5分

※ オフィス用エレベーターで受付階（9階）に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。